

「指定短期入所生活介護」
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡市指定 第 4071200325 号)

当事業所は利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい
事を次の通り説明します。

社会福祉法人 筑前早良福祉会
特別養護老人ホーム 愛信園
(令和6年8月1日改定)

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 施設経営法人	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	6
6. 重要事項説明書付属文書	9
1. 施設の概要	9
2. 職員の職種別配置状況	9
3. 契約締結からサービス提供までの流れ	10
4. サービス提供における事業者の義務	10
5. サービスの利用に関する留意事項	11
6. 損害賠償について	13
7. サービス利用をやめる場合	13
8. 非常災害時の対策	13
9. その他 第三者評価の有無	13

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 筑前早良福祉会
(2) 法人所在地 福岡市西区大字吉武 297 番地
(3) 電話番号 092-812-3362
(4) 代表者氏名 理事長 津田鶴太郎
(5) 設立年月 平成元年 7 月 26 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
※当事業所は特別養護老人ホーム愛信園に併設されています。
(2) 事業所の目的 適切な看護、介護サービスを提供し、高齢者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持及び家族の心身的、精神的負担の軽減を図る為の生活支援をすることを目的とする。
(3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 愛信園
(4) 事業所の所在地 福岡市西区大字吉武 297 番地
(5) 電話番号 092-812-3362
(6) 施設長（管理者） 津田市三郎
(7) 当事業所の運営方針
・開かれた施設として地域とのふれあいを積極的に推進し、常に利用者の立場に立ち、日常生活全般にわたって温かく質の高い総合的な介護サービスの提供を行います。
・施設職員は常に研鑽に励み資質の向上を図り、加えて施設のもてる諸機能を多面的、効率的に活用し、利用者が快適に安心して日々の生活を送られる施設づくりに努めます。
(8) 開設年月日 平成 2 年 7 月 1 日
(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9 時～18 時

- (10) 利用定員 10 人
(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として 2 人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（1 人部屋）	22 室	一般 12 室・認知症 10 室
2 人部屋	8 室	一般 8 室（通常短期入所の方の部屋）
4 人部屋	18 室	一般 13 室・認知症 5 室
合 計	48 室	一般 33 室・認知症 15 室
食 堂	3 室	[主な設置機器] 姿勢矯正器・メドマー・ホット
機能訓練室	4 室	パック・滑車・移動式平行棒・肋木運動器 他
浴 室	3 室	特殊浴槽・一般浴槽・個人浴槽
医 務 室	1 室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更

利用者の居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります

す。その際には、利用者や契約者等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

トイレ、洗面台は1階（桜棟）の各部屋には設置されていません。フロアに設置されていますので共用となります。2階の4人部屋については、トイレ、洗面台を設置し1人部屋についても一部に設置しています。2人部屋は居室に設置されていませんので、フロアでの共用となります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況 - 特養併設〉

職 種	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名以上
2. 生活相談員	1名以上
3. 介護支援専門員	1名以上
4. 介護職員	4名以上
5. 医師	1名以上
6. 看護職員	4名以上
7. 機能訓練指導員	1名以上
8. 栄養士	1名以上

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※職員配置の実数は事業所内に掲示しています。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
施設長(管理者)	常勤勤務
生活相談員	常勤勤務
介護支援専門員	常勤勤務
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員（原則）
	早出 : 07:00～16:00 5名
	日勤 : 09:00～18:00 4名
	遅出 : 10:30～19:30 5名
	夜勤 : 16:30～09:30 6名
医 師	毎週2回 14:00～16:00（原則）
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員（原則）
	早出: 07:00～16:00 1名
	日勤: 08:30～17:30 1名
	遅出: 10:00～19:00 1名
機能訓練指導員	常勤勤務
栄養士	常勤勤務

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険基準サービス）
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（介護保険基準外サービス） |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常 7～9 割が介護保険から給付され、差額及び滞在費、食費については契約者の負担となります。

<サービスの概要>

① 居室の提供（滞在費をお支払いいただきます）

② 食 事（食費をお支払いいただきます）

- ・当事業所では栄養士の立てる献立表により、栄養面及び利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事提供時間）

朝 食 : 8 : 00 ～

昼 食 : 12 : 00 ～

夕 食 : 17 : 30 ～

③ 入 浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回行います。但し利用者の状況により回数が増えることがあります。
- ・寝たきり等で座位がとれない方は特殊浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 送迎サービス

- ・利用者又は契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域（西区・早良区・城南区）外からのご利用の場合は、通常の事業実施地域境界線からの距離により交通費実費をご負担いただきます。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・規則正しい生活及び安全で快適な生活が送れるように支援します。
- ・残存機能の活用を重視しながら、機能訓練や生活リハビリを行い、個人の能力を導くと共に維持できるよう支援します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

<令和6年8月1日から適用>

(1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	603	672	745	815	884
機能訓練加算	12	12	12	12	12
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	12	12	12	12	12
夜勤職員配置加算	15	15	15	15	15
サービス提供体制加算Ⅰ	22	22	22	22	22
単位小計	664	733	806	876	945
介護職員処遇改善加算(14%)	93	103	113	123	132
単位総計①	757	836	919	999	1077
金額(①×10.55円)	7986	8819	9695	10539	11362
自己負担額(1割)(単位:円)	799	882	970	1054	1137
自己負担額(2割)(単位:円)	1598	1764	1939	2108	2273
自己負担額(3割)(単位:円)	2396	2646	2909	3162	3409

※以下の加算については、該当の事由により算定されます。

	単位	金額	自己負担額 1割(単位:円)	自己負担額 2割(単位:円)	自己負担額 3割(単位:円)
口腔連携強化加算	50	527	53	106	159

第3段階②	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	300	600	1,000	1,300	1,445
第3段階②	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	0	430	430	430	915

上記金額は凡その金額です。入所日数、端数処理により若干の前後があります。

- * 送迎加算 184 単位(片道)は別途加算されます。(通常の事業実施地域外は別途その境界線からの距離により実費として1キロ 30 円を加算)
- * 医師の発行する食事箋に基づき、療養食を提供する場合は、一食当たり別途 8 単位加算されます。
- * 短期入所の介護保険支給限度額単位数を超える場合は、超過単位数についてサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
- * 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。
- * 食費については、3 食の内食べられた食事分のみ食費をいただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 理髪サービス

理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金:要した費用の実費相当。

② レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金 : 材料代等の実費をいただくことがあります。

主なレクリエーション行事

- ・バスハイク ・お花見 ・敬老会 ・園内喫茶 ・納涼大会 ・運動会
- ・演芸会 ・誕生会 ・ミュージックセラピー 等

- ③ 複写物の交付
 ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
 1枚につき 10円
- ④ 日常生活上必要となる諸費用 -- 実費
 日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
 おむつ代は介護保険給付対象となっていますので原則としてご負担の必要はありません。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ア. 指定口座からの引き落とし (福岡・佐賀・長崎に本社を構える金融機関、JAバンク)
 イ. 口座振り込み (ご利用者名でお振込み下さい)
 ウ. 窓口での現金払い

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条参照)

- ・利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担相当額

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ・利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について (契約書第22条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口 (担当者)

[職 名] 施設長 津田 市三郎 (苦情解決責任者)
 生活相談員 工藤 広大

- ・受付時間 毎週 月曜日～土曜日
 9:00 ~ 18:00

また、ご意見箱 (苦情受付箱) を事業所内各所に設置しています。

対応方法は、別紙「契約者及び利用者からの相談又は苦情を処理する為の講ずる措置の概要」に記載しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福岡市西区役所介護保険担当課	電話番号：092 - 895 - 7067 FAX：092 - 881 - 5874
福岡市城南区役所介護保険担当課	電話番号：092 - 833 - 4106 FAX：092 - 822 - 2133
福岡市早良区役所介護保険担当課	電話番号：092 - 833 - 4356 FAX：092 - 846 - 8428
福岡市中央区役所介護保険担当課	電話番号：092 - 718 - 1102 FAX：092 - 714 - 2141
福岡市東区役所介護保険担当課	電話番号：092 - 645 - 1069 FAX：092 - 631 - 2131
福岡市南区役所介護保険担当課	電話番号：092 - 559 - 5125 FAX：092 - 561 - 2130
国民健康保険団体連合会介護保険課	電話番号：092 - 642 - 7800 FAX：092 - 642 - 7857

福岡県社会福祉協議会 福祉振興部相談課 運営適正化委員会	電話番号 092 - 811 - 0232 F A X 092 - 811 - 1616
------------------------------------	---

*養介護施設における高齢者虐待に関する行政の相談等窓口
福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市相談窓口 TEL 092-711-4319

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

[説明者]

指定短期入所生活介護施設
生活相談員

特別養護老人ホーム 愛信園

氏名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に納得・了解し、下記に署名、捺印を行ないます。

[契約者]

住 所

氏 名 ⑩

電話番号

利用者との続柄

[利用者]

住 所

氏 名

電話番号

緊急時連絡先

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階
(2) 建物の延べ床面積 4,090.14 m²
(3) 併設の事業所

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

- [特別養護老人ホーム] 平成12年3月28日指定 福岡市4071200325号
[通所介護] 平成12年3月06日指定 福岡市4071200515号
[居宅介護支援事業] 平成14年10月1日指定 福岡市4071200739号

(4) 事業所の周辺環境

飯盛山、背振連峰などの山々を望み、日向川のほとりに位置し、閑静な見晴らしの良い丘陵地からは、北東に福岡市街を一望できる自然豊かな環境のもとで、お年寄りが安心して過ごせる施設です。

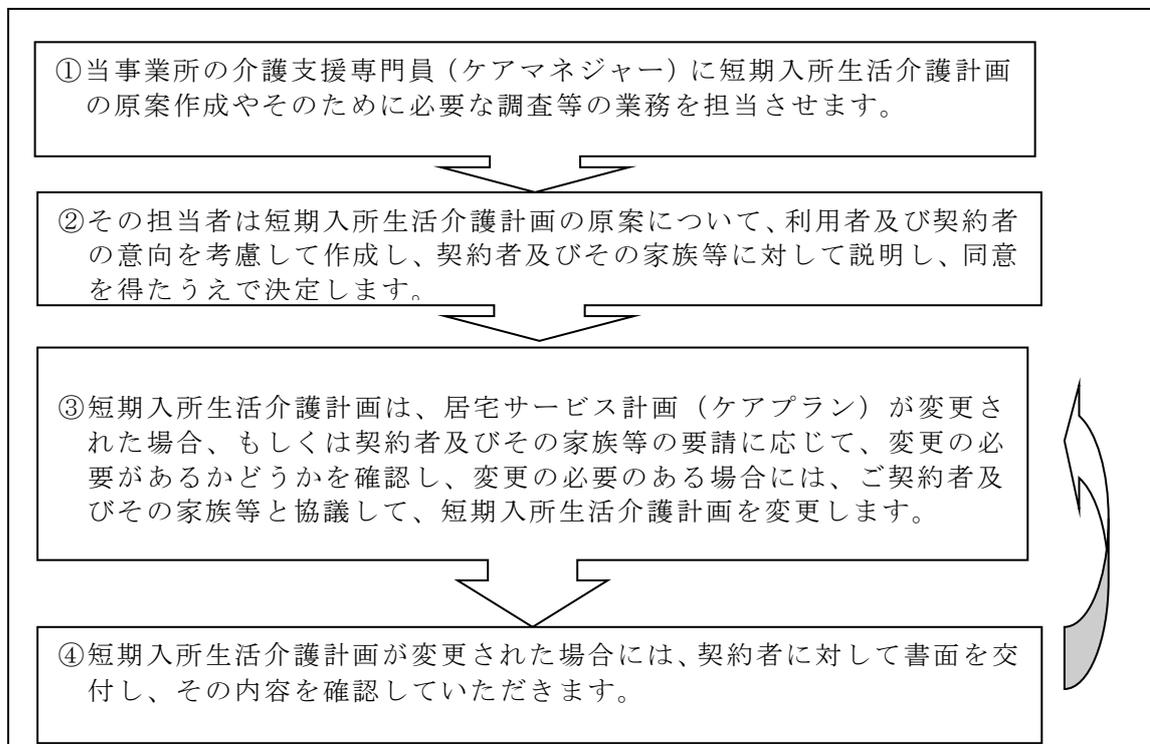
2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

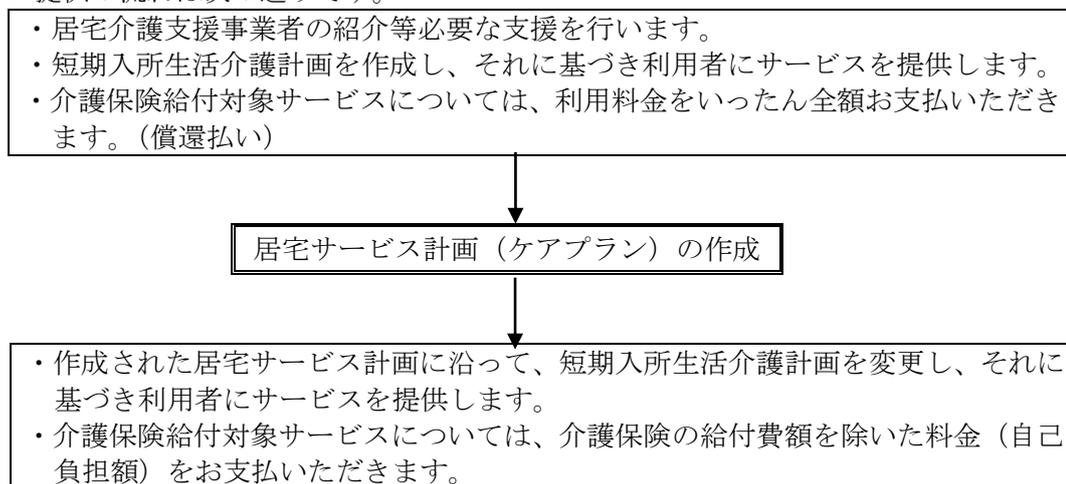
- ・施設長 施設全般の一元的統括業務を行います。
1名（他事業所兼務）
- ・生活相談員 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
2名の生活指導員を配置しています。
- ・介護支援専門員 利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
2名の介護支援専門員を配置しています。
- ・介護職員 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
34名以上の介護職員を配置しています。
- ・医師 利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の嘱託医師を配置しています。
- ・看護職員 主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
4名以上の看護職員を配置しています。
- ・機能訓練指導員 利用者の機能訓練を担当します。
2名の機能訓練指導員を配置しています。
- ・栄養士 入所者の栄養管理および援助・指導、給食に関する指導管理業務を行ないます。
1名の栄養士を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」の内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



- (2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- ① 利用者及び契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者及び契約者から聴取、確認します。

- ③利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤利用者へのサービス提供時において、利用者へ病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、利用者へ緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

危険物、ペット、薬物、等

具体的には、ご契約時にご相談ください。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

<協力医療機関>

医療機関の名称	まつおクリニック TEL 092-833-0333
所在地	福岡市早良区原5丁目5番6号
診療科	内科・外科 他
医療機関の名称	医療法人西福岡病院 西福岡病院 TEL 092-881-1331
所在地	福岡市西区生の松原3丁目18番8号
診療科	内科・呼吸器科・循環器科・消化器科・整形外科 他
医療機関の名称	医療法人聖峰会 マリン病院 TEL 092-883-2525
所在地	福岡市西区小戸3丁目55-12
診療科	内科・外科・循環器科・整形外科・リハビリテーション科
医療機関の名称	医療法人財団華林会 村上華林堂病院 TEL 092-811-3331
所在地	福岡市西区戸切2-14-45
診療科	内科・外科・循環器科・消化器科・呼吸器科・整形外科 他
医療機関の名称	医療法人社団飯盛会 倉光病院 TEL 092-811-1821
所在地	福岡市西区大字飯盛510
診療科	精神科・歯科・内科
医療機関の名称	猿田皮膚科医院 TEL 092-811-0437
所在地	福岡市西区壱岐団地136-9
診療科	皮膚科
医療機関の名称	医療法人貴愛会 分山眼科 TEL 092-883-1700
所在地	福岡市西区姪浜2-1-33
診療科	眼科
医療機関の名称	のぞみ歯科 空港東(往診) TEL 092-937-5900
所在地	福岡県糟屋郡志免町大字別府字池尻501-13
診療科	歯科
医療機関の名称	のぞみ歯科 福重(往診) TEL 092-883-552
所在地	福岡市西区拾六町1-19-20
診療科	歯科
医療機関の名称	医療法人福西会 福西会病院
所在地	福岡市早良区野芥1-2-36
診療科	外科・内科・消化器科・循環器科・呼吸器科・消化器科他
医療機関の名称	医療法人こざわ眼科クリニック
所在地	福岡市早良区有田5-24-30-1F TEL092-801-0040
診療科	眼科
医療機関の名称	医療法人博仁会 福岡リハビリテーション病院 TEL092-812-1880
所在地	福岡市早良区野芥1-2-36
診療科	外科・内科・消化器科・循環器科・呼吸器科・消化器科他
医療機関の名称	医療法人紫陽 ここからクリニック TEL 092-833-2939
所在地	福岡市早良区原6-29-39
診療科	精神科、心療内科

医療機関の名称	医療法人社団天佑会 きむらしろうクリニック TEL 092-892-4600
所在地	福岡市西区福重 5 丁目 19-8
診療科	内科・消化器内科・放射線科
医療機関の名称	医療法人社団 誠和会 牟田病院 TEL 092-865-3661
所在地	福岡市早良区干隈 3 丁目 9 番 1 号
診療科	内科・泌尿器科・整形外科・緩和ケア

6. 損害賠償について（契約書第 14 条、第 15 条参照）

当事業所において、事業者の責任により利用者及び契約者に生じた損害については、

(1) 事故発生時

入所者の心身の安全を第一とし、その為に必要な処置を事故発生対応マニュアルに沿って行ないます。

必要に応じ家族への連絡、関係機関への連絡を速やかに行ないます。

(2) 事後処理

事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者及び契約者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 17 条参照）

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 18 条、第 19 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の○日前（※最大 7 日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 20 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者及び契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 17 条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 非常災害時の対策

- (1) 防火管理者 片山唯信
- (2) 非常時の対応 別途定める「特別養護老人ホーム愛信園 消防計画」により対応を行います。
(平成 28 年 7 月 15 日 福岡市西消防署届出)
- (3) 近隣との協力関係 吉武自衛消防団と非常時の相互応援を約束しています。
- (4) 非難訓練 消防計画により、年 2 回の訓練を実施しています。
- (5) 消防設備 スプリンクラー・屋内消火栓・自動火災報知器・消火器・誘導灯等を設置し、安全点検等定期的に実施しています。
又、カーテン等は防災性能のある物を使用しています。

9. その他 第三者評価の有無・・・無